

令和4年度
旭川市立永山中学校
学校いじめ防止基本方針



旭川市立永山中学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

そのため、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進法」のほか、「国の基本方針」（最終改定平成29年3月）や「旭川市いじめ防止基本方針（平成31年策定 令和4年3月改定）」等を参考に、このいじめ防止基本方針において、本校としてのいじめの未然防止や根絶の取組を明らかにし、保護者、地域住民と緊密に連携するとともに全教職員が一致協力し「いじめのない楽しい学校づくり」に向け最大限努力します。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめの定義」については、「いじめ防止対策推進法」第2条の規定に基づくとともに、「国の基本方針」を参考に、法の対象となるいじめに該当するか否かの判断をするものとします。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法 第2条）

本校のいじめの定義を次のようにします。

- 一定の人的関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含む）
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含めて）
- 行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じていること

※インターネットを通じた誹謗中傷など、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応とします。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感：1や自己肯定感：2の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

- 1 自己有用感：他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。
- 2 自己肯定感：「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

※イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

- (1) 昨年度のいじめ認知件数は4件であり、今現在、すべてのいじめ事案について解消している。今年度も「いじめの防止等の対策に関する基本理念」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、いじめの未

然防止の取組を推進するとともに、早期発見ならびに発生時には迅速かつ適切に対応できる実効性のある取組を推進する。

(3) 生徒の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

(4) 「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答する生徒の割合を全学年において100%にすることを目標に各種の取組を推進する。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

○生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。

○生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。

○生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

設置の目的

○本校生徒がいじめ（インターネット空間を含む）の加害者や被害者にならないよう、「未然防止」の取組を、意図的・計画的に行い、いじめを生まない土壌を形成する。また、取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子やアンケート調査などで検証を行い、PDCAサイクルに基づいた取組を推進する。

○どの生徒にとってもいつでもいじめや人間関係の悩みなどについて相談がしやすいよう、信頼関係の構築に努めるとともに相談体制を整備する。また、些細な兆候も見逃さないよう、いじめの疑いも含め、日頃の見守り活動や教師間の情報交換を積極的に行い、早期発見・いじめ事案対処（以下「事案対処」）に努める。

○いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。また、いじめられた生徒の心身の安全を速やかに確保し、学校に安心して登校できる環境を整える。

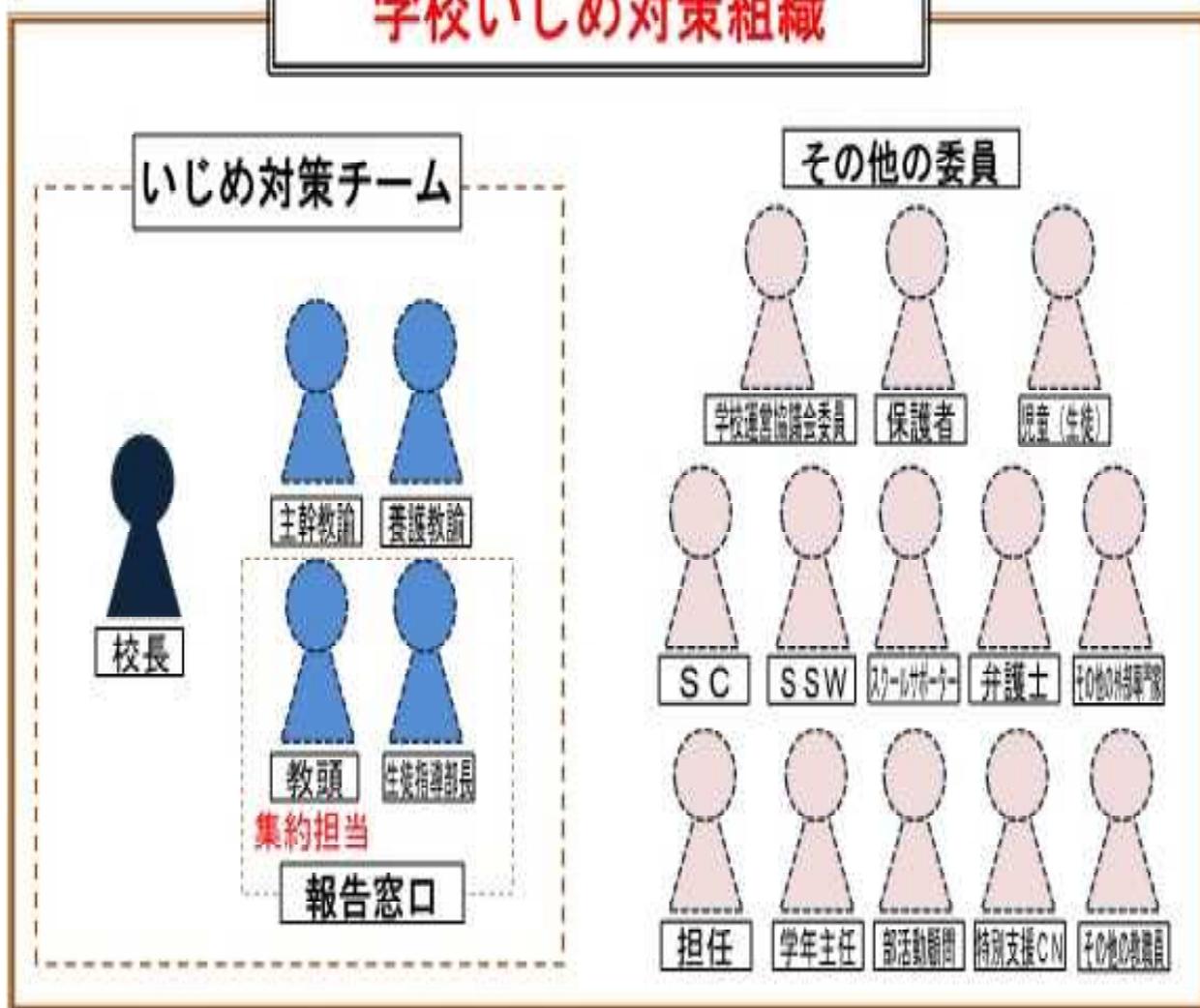
○加害生徒には、再発の防止に向け教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をするとともに、当該保護者との連携を図る。

○いじめが重大な犯罪行為として判断される場合には、関係機関と連携を図る。

学校いじめ対策組織の構成

○以上の目的を果たすため、以下のメンバーにより構成し、定期的に会議を開くなど、中心となり組織的にいじめ防止対策を推進する。

学校いじめ対策組織



(2) 学校いじめ対策組織の役割

○学校はいじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開（見直しを含む）
- (2) いじめ根絶に係る生徒の自治活動の推進
- (3) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 生徒の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・事案対処
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び生徒理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進（防止対策の点検・評価・改善）
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

○学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

○教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進める。

○生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

○幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

○いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりに努める。

○教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，チェックシートの活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備する。

いじめ発見・見守りチェックリスト

____年 ____組 ____ 記入者 _____ 【記入日 ____ 月 ____ 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、含みそうとしない。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていくことがある。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | 〔 | 〕 |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | 〔 | 〕 |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | 〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。…………… | 〔 | 〕 |

【保護者の役割】

○保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- 携帯電話やスマホ、メールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

○保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおぼん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立永山中学校 TEL48-2511

6 いじめへの対処 ○早期発見・事案対処マニュアル →【資料2】参照

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→ 報告窓口→集約担当→校長・教頭



いじめ対策組織会議の開催



【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担の決定）
- 対応チームの編成及び役割分担
- いじめ認知の判断
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討



【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会，旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により，その日	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し，	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び

家 庭	のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
--------	--	---	---

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



【再発防止に向けた取組】		
<p>○ 原因の詳細な分析</p> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用	<p>○ 教育内容及び指導方法の改善・充実</p> <input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 <input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	<p>○ 家庭、地域との連携強化</p> <input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるおけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、次の国の基本方針を参考にすること。

<p>①いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当に期間と</p>

は、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること被害者生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

8 いじめの重大事態への対応

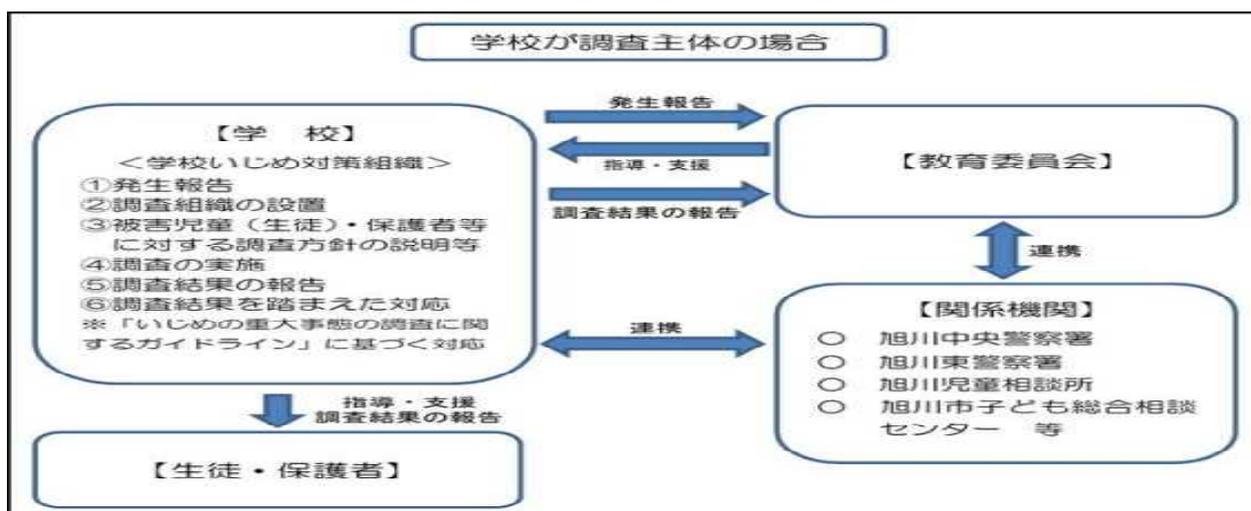
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

○学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

○調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

○いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

○民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

11 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○参観日、道徳授業公開PTA学年講演会、学校HP等での保護者への防止対策の周知 ○チャンス相談（通年） ○休み時間ふれあい活動（通年） ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修（生徒理解研修） ○いじめ防止対策を盛り込んだ学級・学年経営提示、いじめを生まない授業づくりに向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○第1回教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート提案 ・各学年情報交流 ○第1回いじめアンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> ・結果集計、分析 ・個別対応等 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○人間関係形成能力を高める活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学年集会等
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（生徒版）策定 ○学習及び生活の基礎づくり ○いじめ相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止につながる学級活動や道徳の時間での学習 ○ネットいじめ撲滅に向けた学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒アンケート ○いじめ・非行防止強化月間 ○中連生活部6月研修会
家庭地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員会（情報交流、収集） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明

	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の点検・評価 ・2学期の重点検討 <p>○ネット利用マナー指導</p> <p>○参観日PTA学年講談会での保護者へのネット使用に関する啓発</p> <p>○小中連携会議における取組や情報の交流</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期重点の確認 ・各学年情報交流 <p>○旭川市生徒指導研究協議会への参加</p>	<p>○いじめ・非行防止強調月間の内容検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会によるいじめ撲滅運動の展開（全校集会）
生徒	<p>○生活・学習Actサミットへの参加</p> <p>○いじめ相談窓口の理解</p> <p>スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>	<p>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</p>	<p>○いじめ撲滅運動（全校集会）</p>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会での情報交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<p>○旭川生徒指導研究協議会への保護者の参加</p>	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<p>○第2回教育相談、いじめアンケート提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年情報交流 ・人間関係形成能力を高める活動の推進 <p>○校区小学校との連携</p>	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回教育相談いじめアンケート実施 ・アンケート集計結果分析 ・個別対応等 <p>○第2回教育相談</p> <p>○道教委いじめ問題への取組状況調査③</p>	<p>○学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する取組の点検 ・SNS利用マナー指導 ・PTA学年講談会での保護者へのSNS使用における啓発 <p>○市教委いじめに関する実態調査②</p>
生徒	<p>○いじめ・非行防止強調月間</p> <p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p>	<p>○いじめアンケート調査</p>	<p>○中連生活部12月研への参加</p> <p>○いじめ相談窓口の理解</p> <p>スクールカウンセラー、子どもホットライン、</p>

徒	○「生命（いのち）の安全教育」の授業 ○校区小学校と連携した活動		子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○OPTA教育講演会 ・子育てに関する講話等の実施	○参観日 ・道徳の授業公開 ○学校だより,HP ・2学期の取組状況

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策推進会議 ・3学期重点の確認・各学年情報交流 ・いじめ防止に向けた学級・学年経営，授業づくりについて	○第3回いじめアンケート提案 ・人間関係形成能力を高める活動の推進 ○第3回いじめアンケート実施 ・結果集計 ・個別対応 ・チャンス相談	○学校いじめ防止対策推進会議 ・年度末反省 ・学校評価結果を踏まえた基本方針の見直し ・新年度防止プログラム作成 ・各学年情報交流 ○市教委いじめに関する実態調査③
生徒	○生徒会主体のいじめ防止に係る取組の推進	○いじめアンケート調査	
家庭・地域	○学校評議員会 ・年間の取組状況の施説明 ・次年度に向けた協議	○学校関係者評価の実施	○学校だより，HP ・3学期ならびに年間の取組の公表